

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容について

平成27年度文化庁日本語教育研究協議会 [中国・四国・九州・沖縄ブロック]

平成27年10月24日(土)

報告者

伊東 祐郎

(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査)



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

─「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な

カリキュラム案について

- ●ガイドブック
- ●教材例集
- 日本語能力評価について
- ●指導力評価について



5点セット



ハンドブック P.5

〇生活者としての外国人に対する日本語教育の目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で 意思疎通を図り生活できるようになること



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

ハンドブック P.5

〇生活者としての外国人に対する日本語教育の目標

日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

ようにすること



☆ カリキュラム案について

カリキュラム案で扱う生活上の行為

- 〇 健康・安全に暮らす
 - 健康を保つ
 - 安全を守る
- 〇 住居を確保・維持する
 - ・住居を確保する
 - 住環境を整える
- 〇 消費活動を行う
 - 物品購入・サービスを利用する
 - ・お金を管理する
- 〇 目的地に移動する
 - 公共交通機関を利用する
 - ・自力で移動する

- 〇 人とかかわる
 - 他者との関係を円滑にする
- 〇 社会の一員となる
 - ・ 地域・社会のルール・マナーを守る
 - 地域社会に参加する
- 〇 自身を豊かにする
 - 余暇を楽しむ
- 情報を収集・発信する
 - 通信する
 - マスメディアを利用する



サイト内検索













文化庁の紹介

政策について

行事・シンポジウム

広報・報道・お知らせ

統計・白書・出版物

申請,募集,情報公開

♠ ホーム > 政策について > 国語施策・日本語教育 > 日本語教育 > 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実 (カリキュラム案,ガイドブック,教材例集,日 本語能力評価,指導力評価,ハンドブック) > 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラ ム案 活用のためのガイドブック

<u>日本語版</u> ♥ (PDF形式(216KB)) <u>日本語(ふりがな付)</u> ♥ (PDF形式(637KB))

<u>英語版</u> ♥ (PDF形式(96KB)) 中国語版 ♥ (PDF形式(208KB)) 韓国・朝鮮語版 ♥ (PDF形式(404KB))

<u>スペイン語版</u> ♥ (PDF形式(108KB)) <u>ポルトガル語版</u> ♥ (PDF形式(80KB))

<u>アラビア語版</u> ☆ (PDF形式(61KB)) <u>インドネシア語版</u> ☆ (PDF形式(56KB))

<u>ウルドゥ語版</u> ★ (PDF形式(900KB)) <u>クメール語版</u> ★ (PDF形式(73KB))

<u>シンハラ語版</u> ★ (PDF形式(147KB)) タイ語版 ★ (PDF形式(145KB)) ドイツ語版 ★ (PDF形式(61KB))

<u>トルコ語版</u> ★ (PDF形式(54KB)) <u>ネバール語版</u> ★ (PDF形式(103KB))

<u>ヒンディ語版</u> (PDF形式(93KB)) <u>フィリビノ語版</u> (PDF形式(54KB))

<u>フランス語版</u> ☆ (PDF形式(48KB)) <u>ベトナム語版</u> ☆ (PDF形式(60KB))

<u>ベンガル語版</u> ★ (PDF形式(89KB)) マレー語版 ★ (PDF形式(84KB))

<u>ミャンマー語版</u> ★ (PDF形式(74KB)) <u>モンゴル語版</u> ★ (PDF形式(79KB))

<u>ロシア語版</u> ☆ (PDF形式(132KB))



カリキュラム案について

- 2 カリキュラム案の活用及び指導方法のポイント
 - ① 地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫
 - ② 行動・体験中心の活動
 - ③ 専門家・地域住民との協働
 - ④ 対話による相互理解の促進

獲得された意思疎通の手段により、人とつながること、言葉の壁によって発揮できていなかった自分らしさや力を取り戻したり、 発揮できたりするようになること、そして社会の一員として自立し、 社会生活のあらゆる領域に参画すること=「エンパワーメント」を 実現することが重要。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実践のための5点セット

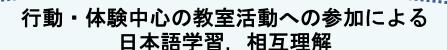
指導者について

教室活動の内容について

学習者について



教室活動のデザインと参加





指導力評価

◎実践の振り返り・ 点検・改善から,実 践者のコミュニティ の形成

【内容】

日本語教育プログラムの実践をPDCAサイクルの観点から振り返るためのもの。

※正式名称

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について

作成: 平成25年2月18日

カリキュラム案

◎教室活動で取り上げる内容を考える材料の提示

【内容】

「生活者としての外国 人」に対する日本語教 育の内容を示したもの。

※正式名称

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における標準的なカリキュラム案について

作成: 平成22年5月19日

ガイドブック

◎カリキュラム案の内容を地域や外国人の状況に合わせるときのポイントの解説

【内容】

カリキュラム案の内容を 地域や外国人の状況に合 わせて実施するときのポ イントを示したもの。

※正式名称

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブック

作成:平成23年1月25日

教材例集

◎行動・体験中心の 教材の例示

【内容】

カリキュラム案で取り 上げている生活上の行 為を取り上げ、行動・ 体験中心の教室活動で 用いる教材を例示した もの(教室活動の展開 や工夫の仕方を説明し た指導ノート付き)。

※正式名称

「生活者としての外国人」に対する 日本語教育における標準的なカリ キュラム案 教材例集

作成:平成24年1月31日

能力評価

◎振り返りの方法とポートフォリオの提示~やったことを確認して記録

【内容】

学習者の自己評価に加えて、日本語能力を把握する方法と、学習成果を記録し蓄積するファイルである日本語学習ポートフォリオを提示したもの。

※正式名称

「生活者としての外国人」に対する 日本語教育における日本語能力 評価について

作成:平成24年1月31日



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

〇平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。

(※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。)

日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。

その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。



これまでの検討状況

〇日本語教育小委員会において, 論点を 「検討材料」として調査, ヒアリング等 を実施

〇日本語教育小委員会以外にも,様々な機会を生かして,関係機関・団体,都道府県・市区町村等から11の論点に関してデータ,意見を収集し,整理。

〇平成26年1月31日に「日本語教育の推 進に当たっての主な論点に関する意見の 整理について(報告)」を取りまとめ。



〇論点7「日本語教育のボランティアについて」, 論点8「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を行っている。

「基本的な考え方」

1. **2**. 3.

日本語教育を推進する意義。日本語教育に関する国 多様な日本語学習者の と自治体との役割分担 学習目的・ニーズへの対応

地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ概要

ー 論点7 日本語教育のボランティアについて ー

1. はじめに【検討の経緯】

- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)において,「論点7 日本語教育のボランティアについて」では,まず<u>地方公共団体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要</u>であるとされたことを受け,<u>都道府県・政令指定都市に対する書面調査や</u>,地方公共団体,関係機関・団体等へのヒアリングを実施。
 - ** ・調査結果等を踏まえ、日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討。

2. 外国人の受入施策等の状況について

- ・平成2年の入管法改正以来20数年間で、外国人数は100万人から210万人へ、国内の日本語学習者も6万人から17万人に増加。「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「日本再興戦略」改訂2015においても外国人材の活用促進について盛り込まれている。
 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出のための取組として「外国人が言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」を明記。
 ・外国人が普段の生活で困っていることとして「日本語」が上位にあげられ、多くの人が日本に住んでいる外国人の日本語能力について、生活に困らない程度以上に身に
- つけてほしいと考えているなど、日本語教育は外国人だけでなく、地域社会のニーズにも応えるものとなっている。

3. 地域における日本語教育の現状と課題

- 【3.1 地域における日本語教育の全体的な状況】
- ・日本語教室の開設状況は地域により大きく異なり、域内に日本語教 室を開設している市区町村は、3分の1に過ぎない。
- ・特に、外国人が500人未満や人口5万人未満の地方公共団体におけ る日本語教室の開設率の低さが顕著。
- 【3.2 地方公共団体における日本語教育の状況】
- ◆市区町村
- ・市区町村自ら日本語教室を開設しているところはわずか1割、民間 の取組を含めると約3割。
- ・日本語教師の57%がボランティアであり、特に<u>地方公共団体が実</u> 施する日本語教室では約90%がボランティア。
- ・ボランティアの高齢化など、安定的に活動に参加できる人材の確 保・育成が課題。
- ◆都道府県
- ・ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分。
- 都道府県によっては域内における日本語学習機会に格差。
- ・人材の確保、内容の質の担保など人材養成が重要な課題。
- 【3.3国(文化庁)における日本語教育施策の状況】
- ・人材育成研修の参加地域に偏りがある。また、ノウハウに乏しい地 方公共団体は『「生活者としての外国人」のための日本語教育事 業』に申請しにくい仕組みとなっている。
- 特に一般住民に対する日本語教育施策の周知が不十分。

4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

- 【4. 1 市区町村】
- 日本語教育事業を実施するに当たり、外国人のニーズ把握や地域住民の理解を得ることが重要。
- 日本語教育が継続的に実施できるよう、<u>指導者等の人材育成</u>に努めることが必要。
- 多くの地域住民がボランティアとして関わるなど、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点となり、コ
- ミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている場合もある。 様々な地域の実情に応じ、大学や日本語教育機関、近隣市区町村・都道府県との連携、住民のボランティア活 動による日本語教室への支援など、日本語教育の充実方策を検討することが必要。
- ・ノウハウや人材が不足する場合は、国・都道府県の事業の活用を検討。
- 【4.2 都道府県】
- 市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努めることが必要。
- 日本語教育が実施されていない市区町村に対する専門家の派遣、人材養成、財政支援等が望まれる。
- 【4.3国(文化庁)】
- 人材育成の研修は開催地, 開催時期, 開催内容を不断に見直す必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。
- また、自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

5. 日本語教育の実施体制のポイント

- 6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。
- 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる 【つながる】〔1〕
- 【学習機会 【2】 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る 日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る を作る】 +(3)
 - ↓4〕 日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する
- 【広げる】 **(**5) 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下, 日本語教育を実施する
 - 【6】 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディ ネーター等人材を確保・配置する

- ・実施体制の考え方、事例について広く周知しつつ、継続的な情報収集が重要。
- ・増加する外国人住民が地域社会で活躍する環境を整えるため、関係省庁と連携し、日本語教育も含めた国家戦略としての外国人政策の検討が必要との意見もあった。社会状況により変 わる日本語学習ニーズへの適切な対応を検討することが必要。
- 今後、都道府県等へ意見照会を行った後、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。

1. 検討の経緯

◎地方公共団体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)

- ⇒ 都道府県・政令指定都市に対する書面調査
- その上で、 ⇒ 地方公共団体,関係機関・団体等へのヒアリング

日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、

日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討。

2. 外国人の受入施策等の状況について

- ・平成2年~ 外国人数:100万人⇒210万人! 国内の日本語学習者:6万人⇒17万人!
- 外国人材の活用促進の動き(経済財政運営と改革の基本方針2015,日本再興戦略など)
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー 「外国人が言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」を明記。
- ・外国人が普段の生活で困っていること ⇒「日本語」が上位 多くの日本人は、日本在住外国人の日本語能力について、「生活に困らない程度以上」 身につけてほしいと考えている

<u>日本語教育は外国人だけでなく,地域社会のニーズにも応えるもの</u>

3. 地域における日本語教育の現状と課題

【1 地域における日本語教育の全体的な状況】

- ・域内に日本語教室を開設している市区町村は、3分の1!
- ・外国人が500人未満や、人口5万人未満の地方公共団体における日本語教室の開設率の低さが顕著

【2 地方公共団体における日本語教育の状況】

- ◆市区町村
 - ・独自の日本語教室を開設している自治体は、わずか1割。民間を含めると約3割
 - 日本語教師の57%がボランティア特に地方公共団体が実施する日本語教室では約90%がボランティア
 - ・ボランティアの高齢化など、安定的に活動に参加できる人材の確保・育成が課題
- ◆都道府県
 - ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分
 - 都道府県によっては域内における日本語学習機会に格差
 - 人材の確保,内容の質の担保など人材養成が重要な課題

【3国(文化庁)における日本語教育施策の状況】

- 人材育成研修の参加地域に偏りがある
- ノウハウに乏しい地方公共団体が日本語教育支援事業に申請しにくい
- 一般住民に対する日本語教育施策の周知が不十分

4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

【4. 1 市区町村】

- 外国人のニーズ把握や地域住民の理解を得ることが重要。
- 指導者等の人材育成に努めることが必要。
- 多くの地域住民がボランティアとして関わるなど、日本語教室が外国人にとって地域社会 との接点となり、コミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている場合もある。
- 日本語教育の充実方策を検討することが必要。
- ・ノウハウや人材が不足する場合は、国・都道府県の事業の活用を検討。

【4.2 都道府県】

- 域内の日本語教育のニーズの把握に努めることが必要。
- •日本語教育が実施されていない<u>市区町村に対する専門家の派遣,人材養成,財政支援等</u>が 望まれる。

【4.3国(文化庁)】

- 人材育成の研修は開催地、開催時期、開催内容を不断に見直すことが必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。
- 自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

5. 日本語教育の実施体制のポイント

6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介

つながる

・〔1〕 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習 につなげる

学習機会を作る

- 〔2〕 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る
- ・ 〔3〕 日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る
- 〔4〕 日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する

広げる

- ・〔5〕 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本 語教育を実施する
- 〔6〕 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する

- 実施体制の考え方,事例について広く周知しつつ, 継続的な情報収集が重要。
- 増加する外国人住民が地域社会で活躍する環境を整えるため、 関係省庁と連携し、日本語教育も含めた国家戦略としての外国人政策 の検討が必要との意見もあった。 社会状況により変わる日本語学習ニーズへの適切な対応を検討する ことが必要。
- 今後, <u>都道府県等へ意見照会を行った後</u>, <u>関係各所からの意見を踏まえ, 小委員会においてさらに検討予定</u>。

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ概要

ー 論点8 日本語教育の調査研究の体制について ー

1. 検討の経緯

- 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)において、文化庁を中心として国立国語研究所や大学等の協力を得 て政策的に必要な調査研究を中長期的に実施する必要性について記載。
- ・本中間まとめは、小委員会において、外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるための、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り 方について検討し、調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

- 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義
- 外国人を対象とした日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が難しいことから実施困難な状況。
- ・域内に暮らす外国人に対して、日本語能力や日本語学習状況に関する調査を行っている都道府県や市町村もあるが、それぞれ調査項目などが異なるため、地域間の 比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難。
- ・小委員会では地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。
- ・この共通利用項目について各都道府県,市区町村で広く活用されるよう周知,広報に努めるとともに、収集・分析結果について広く公表し、文化庁における日本語 教育施策に役立てるとともに、各地の日本語教育施策の企画立案に資するものとする。
- 2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点
- ・各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、汎用性、地域性、実用性、正当性、既存の調査との継続性等の観点を踏まえて作成。
- 日本語教育の調査に関する共通利用項目の活用方法、活用の効果
- 共通利用項目を活用して調査を実施した地域間の比較や、全国的な傾向の把握が可能となる。
- ・文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信するととも に、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。
- ・都道府県、市区町村から収集・統合可能な情報について、各都道府県、政令指定都市や有識者等と意見交換しながら、引き続き検討を行う。

3. 日本語教育の調査に関する共通利用項目(案)

※は補足的質問項目、*はより補足的な質問項目

外国人の属性等に関する項目

間1 性別 問2 年齢

問3 出身国•地域

問4 在留資格

問5 日本の在留年数

問6 滞在予定年数

問7 什事の有無

日本語学習に関する項目

※問1 これまでの日本語学習経験の有無 問2 現在の日本語学習の有無 いいえの場合 問5へ

日本語学習の方法

問4 日本語学習の目的 → 問8へ

問5 日本語学習の希望の有無

問6 日本語を学んでいない理由

※問7 どのような環境であれば日本語を学ぶか

※問8 どのような時に日本語を使うか

問9 日本語で困った時はどのような場面か

3 日本語能力に関する項目

問1 日本語がどのくらいできるか 〔聞く〕, 〔話す〕, 〔読む〕, 〔書く〕

[参考3] 日本語能力に関する補足的な質問事項

、※問 生活場面でどの程度日本語ができるか。 ①病気になった時 *②公共料金の支払い

③買い物をするとき *④電車やバスに乗るとき * 6 職場で

*⑤子育てで ⑦近所づきあいで

8役所の手続きで 9地域で ⑪郵便局の手続きで

- ・日本語教育の調査研究については、共通利用項目の活用推進のほか、日本語教育の調査に関する情報を効果的に活用するための情報共有の取組や、実施した調査成 果を確認しながら継続的に調査結果を蓄積していくことが必要。
- 蓄積した調査結果を踏まえ、どのような施策を展開していくかという観点から検討が必要。
- ・共通利用項目は、当面、協力が可能な地方公共団体の利用を前提とするが、今後増加する外国人の日本語教育に関するニーズ把握は重要であり、本取組の意義につ いて周知を図り、多くの地方公共団体が参加できるような環境を整えることが必要。
- ・今回提示した共通利用項目の案は、今後、都道府県等への意見照会、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ概要 一 論点8 日本語教育の調査研究の体制について 一

1. 検討の経緯

- 文化庁を中心として国立国語研究所や大学等の協力を得て、
 政策的に必要な調査研究を中長期的に実施する必要性について記載。
 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)
- ・本中間まとめは、小委員会において、外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるための、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し、<u>調査の共通利用項目やその活用</u>についてまとめたもの。
- 2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について
- 1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義

く背景>

- ・外国人対象の日本語能力・学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が難しいことから実施困難な状況。
- 都道府県や市町村で実施している調査について、それぞれ調査項目などが異なるた

地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難。

<意義>

め,

- ・小委員会では、地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、 「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。
- 各都道府県,市区町村で広く活用されるよう周知,広報に努めるとともに, 収集・分析結果について広く公表し、日本語教育施策に役立てる。

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ概要 - 論点8 日本語教育の調査研究の体制について -

2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点

• 各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、<u>汎用性、地域性、</u> 実用性、正当性、既存の調査との継続性等の観点を踏まえて作成。

3 日本語教育の調査に関する共通利用項目の活用方法,活用の効果

- 共通利用項目を活用して調査を実施した<u>地域間の比較や、全国的な傾向の把</u> 握が可能となる。
- 文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施 状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信 するとともに、<u>調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用</u>す る。
 - 都道府県,市区町村から収集・統合可能な情報について、各都道府県, 政令指定都市や有識者等と意見交換しながら、引き続き検討を行う。

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ概要 一 論点8 日本語教育の調査研究の体制について ー

3. 日本語教育の調査に関する共通利用項目(案)

※は補足的質問項目、*はより補足的な質問項目

外国人の属性等に 関する項目

問1 性別

問2 年齡

問3 出身国•地域

問4 在留資格

問5 日本の在留年数

問6 滞在予定年数

問了 仕事の有無

日本語学習に関する項目

※問1 これまでの日本語学習経験の有無

問2 現在の日本語学習の有無

いいえの場合 問5へ

問3 日本語学習の方法

問4 日本語学習の目的 → 問8へ

日本語学習の希望の有無 問5

問6 日本語を学んでいない理由

※問7 どのような環境であれば日本語を学ぶか

※問8 どのような時に日本語を使うか

問9 日本語で困った時はどのような場面か

3 日本語能力に関する項目

問1日本語がどのくらいできるか〔聞く〕, 〔話す〕, 〔読む〕, 〔書く〕

[参考3] 日本語能力に関する補足的な質問事項

※問 生活場面でどの程度日本語ができるか。

*②公共料金の支払い ①病気になった時

③買い物をするとき

*④電車やバスに乗るとき

*⑤子育てで *⑥職場で ⑦近所づきあいで

8役所の手続きで 9地域で ⑩郵便局の手続きで

日本語教育に関する調査の共通利用項目について 中間まとめ概要 一 論点8 日本語教育の調査研究の体制について 一

- 日本語教育の調査研究については、共通利用項目の活用推進のほか、 日本語教育の調査に関する情報を効果的に活用するための情報共有の取組や、 実施した調査成果を確認しながら継続的に調査結果を蓄積していくことが必要。
- 蓄積した調査結果を踏まえ、どのような施策を展開していくかという観点から検討が必要。
- 共通利用項目は、当面、協力が可能な地方公共団体の利用を前提とするが、 今後増加する外国人の日本語教育に関するニーズ把握は重要であり、本取組の 意義について周知を図り、多くの地方公共団体が参加できるような環境を整え ることが必要。
- 今回提示した共通利用項目の案は、今後、都道府県等への意見照会、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。